

# 市外限定

銚田市市外限定デジタルタクシー  
利用助成事業 **ご利用案内**

# デジタルタクシーとは？

- ▶市外医療機関または、市外公共交通機関乗継地点（鉄道駅、バス停留所、空港）への移動を目的として、市に登録されたタクシー会社を利用することで、**運賃を助成する制度**です。
- ▶運転手が車載タブレットを使い、タクシー車内で助成額を算出します。
- ▶**利用者証と本人確認書類を提示すれば、助成を受ける**ことができます。  
利用者がスマートフォン、タブレット等の電子機器を操作する必要はありません。
- ▶利用するには、**事前に利用者証の交付を受ける**必要があります。



## タクシー乗降時の流れ

利用者さんに  
してもらうことは

## 利用者証と本人確認書類を 提示してもらうことだけ！

乗車時

事前申請して交付される**利用者証と本人確認書類**を乗務員に提示して、二次元バーコードを車載タブレットで読み取り、発車します。

降車時

乗務員が料金メーターを車載タブレットで読み取り、利用者はタブレットに表示された料金（助成後の金額）を支払います。

**対象** 銚田市内に居住する方で、利用者証の交付を受けた方 ※年齢不問です。

**助成額** ※年間助成限度額 25,000円  
限度額は毎年4月1日に自動更新されます。  
1回の利用につき運賃の2分の1以内

### 利用できる日時

デジタルタクシーが利用できるタクシー会社の  
営業日・営業時間  
※詳細は利用するタクシー会社に確認してください。

### 利用できる行先

- 銚田市内から市外医療機関（歯科診療所も対象）
- 市外医療機関（歯科診療所も対象）から銚田市内
- 市外の公共交通機関を利用するため銚田市内から市外公共交通機関乗継地点（鉄道駅、バス停留所、空港）
- 市外の公共交通機関を利用した後の市外公共交通機関乗継地点（鉄道駅、バス停留所、空港）から銚田市内

TAXI



「利用者証」の登録・申請の仕方

### はじめに利用登録をお願いします。登録は無料です!

銚田市市外限定デジタルタクシー利用助成事業利用者証  
交付申請書に必要事項を記入してお申し込みください。

▼「利用者証」がないと  
ご予約できません。

- 利用登録完了後、1週間程度で「利用者証」を発送→  
「利用者証」が届き次第、ご予約可能です。



### 申請に関する問い合わせ及び提出先

問い合わせ先 ▶ 銚田市まちづくり推進課 TEL.0291-36-7154

窓口で申請 ▶ 銚田市役所2階まちづくり推進課/  
銚田保健センター内介護保険課/旭市民センター/  
大洋市民センター までお越しください

郵送で申請 ▶ 〒311-1592 銚田市銚田1444番地1  
銚田市役所 まちづくり推進課宛  
申請書は市ホームページからダウンロードできます。

WEBで申請 ▶ いばらき電子申請・届出サービス

[https://apply.e-tumo.jp/city-hokota-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=56817](https://apply.e-tumo.jp/city-hokota-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56817)

WEBで申請こちら▲



「利用者証」の使い方

電話  
予約

デジタルタクシーが利用できる  
タクシー会社へ電話予約  
〈利用可能時間〉デジタルタクシーが利用  
できるタクシー会社の営業日・営業時間  
※詳細は利用するタクシー会社に確認してください。

乗車時

利用登録証の二次  
元バーコードを車  
載タブレットで読  
み取り受付登録



タクシー  
に乗車

タクシーが到着したら、運転手に「利用者証」と  
本人確認書類（マイナンバーカード等）を提示  
してください。運転手が「利用者証」の二次元  
バーコードを車載タブレットで読み取り、  
運行を開始します。

降車時2

タブレットに表示  
された運賃（助  
成金額を除いた  
額）を支払



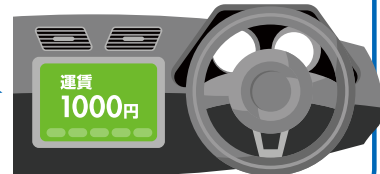
支払い

目的地に到着したら、  
料金（助成後の金額）  
を支払います。



降車時1

料金メーター  
を車載  
タブレットで  
読み取り登録



【ご利用時の注意点】 ● 本助成事業において、医療機関とは医療法で規定された病院及び診療所をいいます。（歯科診療所も対象） ● 乗車時に「利用者証」を提示しないと、市外限定デジタルタクシーを利用することはできません。 ● 利用者証を紛失してしまった場合は、速やかに銚田市まちづくり推進課までご連絡ください。

〈問い合わせ先〉



## 銚田市まちづくり推進課

〒311-1592

茨城県銚田市銚田1444番地1

# TEL.0291-36-7154